

保険証再交付・医療機関への一部負担金等免除の取り扱いについて

令和4年12月17日及び12月22日からの大雪による災害被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

アサヒグループ健康保険組合では、災害救助法の適用市区町村（別紙）に住所を有する被保険者・被扶養者で、次の①～③のいずれかに該当される皆様につきましては、厚生労働省からの通知に基づき、下記の措置を講じることになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、最新の適用地域については、こちらからご覧になれます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

- ① 住家の全半壊、全半焼、又はこれに準ずる被災を受けた状態
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った状態
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明

記

1. 被保険者証の取り扱いについて

- (1) 被保険者証を紛失により保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、会社名、保険者名（アサヒグループ健康保険組合）を保険医療機関等の窓口で告知することで、受診が可能となります。
- (2) 今回の災害により紛失した被保険者証の再交付は、「被保険者証再交付申請書」のご提出に応じ速やかに対応いたします。尚、再交付に伴う再交付手数料はいただきませんので、申請書を作成の上、事業所経由にて申請願います。

2. 医療機関への一部負担金等の免除について

- (1) 当健康保険組合は「一部負担金等免除申請書」に次の書類を添えて提出された方に対し、被害状況に応じ、「一部負担金等免除証明書」を発行し、窓口負担の減額を行います。この添付書類につきましては、その記載内容のみから判断が困難な場合は、添付書類を追加していただくことがあります。あらかじめご了承ください。

保険医療機関等で診療を受ける際には、この証明書を提示していただくことで、窓口で支払う一部負担金等が免除され、健康保険の適用される診療につきましては、窓口で支払を求められることはありません。

※一部負担金とは、健康保険の適用となる病院や薬局などで支払う医療費の自己負担分です。（小学校入学後～69歳の方は医療費の3割となっています）

※一部負担免除の対象外

- ・柔道整復、あんま、マッサージ、はり・きゅうによる施術や装具代等
- ・食事療養標準負担額、生活療養標準負担額に相当するもの
- ・差額ベッド代、健診費用など健康保険適用外のもの

3. 医療機関で一部負担金を支払った場合について

- (1) 『証明書』がお手元に届くまでに、医療機関を受診され一部負担金をお支払された場合は、お手数ですが「健康保険一部負担金等還付申請書」のご提出により還付手続きをお願いいたします。
- (2) 医療機関より発行を受けた領収証の添付が必要になりますので、ご注意ください。

以上